

(資料編 I-2-2-1) 県災害対策本部条例、県災害対策本部要綱及び同運営要領

1 埼玉県災害対策本部条例 (昭和 37 年 10 月 9 日条例 36 号)

最終改正 平成 24 年 8 月 17 日条第 45 号

埼玉県災害対策本部条例をここに公布する。

埼玉県災害対策本部条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法 (昭和 36 年法律第 223 号) 第 23 条第 8 項の規定に基づき、埼玉県災害対策本部 (以下「災害対策本部」という。) に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正 [平成 8 年条例 30 号]

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第 4 条 現地災害対策本部に、現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

追加 [平成 8 年条例 30 号]

(雑則)

第 5 条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

一部改正 [平成 8 年条例 30 号]

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 8 年 8 月 20 日条例第 30 号)

この条例は、公布の日から施行する。

埼玉県災害対策本部要綱

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 本部（第3条―第5条）
- 第3章 部及び支部
 - 第1節 部（第6条―第10条）
 - 第2節 支部（第11条―第18条）
- 第4章 現地災害対策本部（第19条―第26条）
- 第5章 災害対策活動（第27条―第28条）
- 第6章 雑則（第29条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、埼玉県災害対策本部（以下「本部」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（職員の責務）

第2条 すべて県の職員は、県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、本部の活動に尽力しなければならない。

第2章 本部

（設置及び閉鎖）

第3条 本部は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第40条の規定による埼玉県地域防災計画の定めるところにより、その必要を認めたときに知事が設置するものとし、災害の拡大するおそれが解消し、かつ、災害応急対策がおおむね完了したと認めたときに閉鎖するものとする。

（本部長、副本部長、本部員及び副本部員）

第4条 本部に、次の各号に掲げる職員を置き、当該各号に定める者をもって充てる。

- (1) 災害対策本部長（以下「本部長」という。） 知事
 - (2) 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。） 副知事、危機管理防災部長
 - (3) 災害対策本部員（以下「本部員」という。） 公営企業管理者、下水道事業管理者、埼玉県部設置条例（昭和28年条例第1号）に規定する部の長（危機管理防災部長を除く）、会計管理者、知事室長、企業局長、下水道局長、教育長、副教育長、警察本部長、議会事務局長、監査事務局長、人事委員会事務局長及び労働委員会事務局長
 - (4) 災害対策副本部員（以下「副本部員」という。） 各部局の部長級又は副部長級職員
- （本部会議）

第5条 本部に、災害予防及び災害応急対策の実施方針を決定するため、本部会議を置く。

- 2 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員で構成する。
- 3 本部会議は、本部長が招集し、及び主宰する。
- 4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、本部長の職務を代理する。この場合において、副本部長が2人以上あるときは、あらかじめ本部長が定めた順序で、その職務を代理する。

- 5 副本部員は、本部員を補佐し、本部員に事故があるとき、本部員の職務を代理する。
- 6 本部長が必要と認める場合には、本部会議に防災関係機関の職員の出席を求めることができる。

第3章 部及び支部

第1節 部

(部の組織及び職制)

第6条 本部に災害予防及び災害応急対策の業務を実施するため、別表第1の部を置き、同表に掲げる業務を分担する。

- 2 部に部長、副部長を置き、部長、副部長は別表第1の部長、副部長の欄に掲げる者をもって充てる。
- 3 部長は、本部長の命を受け、部の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 4 副部長は、部長を補佐し、部長に事故があるとき、部長の職務を代理する。
- 5 各部には、業務ごとに班長を置き、班長は、所属職員を指揮監督し、班の業務を遂行する。

(本部連絡員)

第7条 各部に本部連絡員を2人以上置くこととし、本部員が指名する。

- 2 本部連絡員は、本部員の指示を受け、各部との連絡調整に当たるものとする。

(本部連絡員の参集等)

第8条 本部連絡員のうち1人は、危機管理防災センター（以下、「センター」という。）に参集し、統括部との連絡調整に当たるものとし、本部が設置されている間、必要に応じてセンターに駐在するものとする。

- 2 情報収集体制及び警戒体制においても、前項の規定を準用する。

(災害連絡調整会議)

第9条 本部に、災害予防及び災害応急対策業務の実施に当たり、各部横断的な事案を調整するため、災害連絡調整会議（以下、「調整会議」という。）を置く。

- 2 前項の規定にかかわらず、本部設置の必要が認められない場合においても、調整会議を置くことができる。
- 3 調整会議は、統括部及び関係部をもって構成し、運営に関し必要な事項は別に定める。

(部の運営)

第10条 部の運営に関し必要な事項は、各部長が別に定める。

第2節 支部

(支部の設置)

第11条 本部に災害予防及び災害対策業務を効果的に実施するため、別表第2に掲げる支部を置く。

- 2 本部長は、支部の活動の必要が認められないときは、当該支部の業務を中止させることができる。

(支部を構成する機関)

第12条 支部は、当該担当区域を所管する地域機関で構成する。

(支部の職制)

第13条 支部に、別表第3の支部長、副支部長及び支部付を置く。なお、支部長は、業務の必要に応じて班長を置くことができる。

- 2 支部長は、本部長の命を受け、支部の業務を掌理し、所属職員及び参集した職員を

指揮監督する。

3 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故があるとき、支部長の職務を代理する。

4 支部付は、支部長の命を受け、所属職員を指揮監督し、支部の業務を処理する。

5 班長は、支部長の命を受け、所属職員を指揮監督し、別に定める班の業務に従事する。

(支部連絡員)

第14条 支部に支部連絡員を置き、支部長が指名する。

2 支部連絡員は、支部長の指示を受け、本部、当該支部管内市町村及び地域機関との連絡調整に当たるものとする。

(支部会議)

第15条 支部に、災害予防及び災害対策業務を効果的に実施するため、支部会議を置く。

2 支部会議は、支部長、副支部長及び支部付で構成する。

3 支部会議は、支部長が招集し、主宰する。

(支部の業務)

第16条 支部は、次の各号の業務を実施する。

(1) 担当区域内の市町村の被害情報に係る補充的収集及び本部長への報告

(2) 防災基地の開設及び運営

(3) 市町村と連携した帰宅困難者対策

(4) 市町村災害応急対策業務の支援

(5) 大規模施設（さいたまスーパーアリーナ、埼玉スタジアム2002）における災害対応支援

(6) その他本部長の指示に基づく事項

(支部の運営)

第17条 前4条に定めるもののほか、支部の運営に関し必要な事項は、各支部長が別に定める。

(支部代替施設の設置)

第18条 支部がその機能を果たせなくなったときは、次の各号の場所に支部の代替施設を設置する。

(1) 管内の他の地方庁舎又は合同庁舎

(2) 防災行政無線が設置されている庁舎又は施設

第4章 現地災害対策本部

(現地災害対策本部)

第19条 本部長は、被災地において災害対策業務を実施するため、必要があると認めたときは、現地災害対策本部（以下「現对本部」という。）を設置する。

(設置場所)

第20条 現对本部の設置場所は、別表第2に掲げる支部の設置場所とし、活動の必要が認められなくなったときに廃止する。ただし、本部長は、必要に応じて設置場所を変更することができる。

(現对本部を構成する機関)

第21条 現对本部は、当該担当区域を所管する地域機関で構成する。

(現对本部長、現対副本部長及び現对本部員)

第22条 現对本部に、現地災害対策本部長（以下「現对本部長」という。）、現地災害対策副本部長（以下「現対副本部長」という。）及び現地災害対策本部員（以下、「現

対本部員」という。)を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。なお、現対本部長は、業務の必要に応じて班長を置くことができる。

2 現対本部長は、本部長の命を受け、現対本部の業務を掌理し、災害応急対策に係る職員を除く地域機関の職員及び参集した職員を指揮監督する。

3 現対副本部長は、現対本部長を補佐し、現対本部長に事故があるとき、現対本部長の職務を代理する。

(現地災害対策本部連絡員)

第23条 現対本部に現地災害対策本部連絡員(以下「現対本部連絡員」という。)を置き、現対本部長が指名する。

2 現対本部連絡員は、現対本部長の指示を受け、本部、当該現対本部管内市町村及び地域機関との連絡調整に当たるものとする。

(現対本部の業務)

第24条 現対本部は、次の各号の業務を実施する。

(1) 被害及び復旧状況の分析

(2) 被災地における市町村及び関係機関との連絡調整

(3) 現場部隊(被災地で応急対策・復旧を行う警察、消防、自衛隊、医療機関等をいう。)の活動調整

(4) 市町村機能の喪失時の支援

(5) その他本部長の指示に基づく事項

2 災害対策業務を実施するため、現対本部会議を開催する。

(1) 現対本部会議は、現対本部長、現対副本部長及び現対本部員で構成する。

(2) 現対本部会議は、現対本部長が招集し、主宰する。

(3) 現対本部長が必要と認める場合には、現対本部会議に防災関係機関の職員の出席を求めることができる。

(現対本部への職員派遣)

第25条 本部長は、現対本部の活動を支援するため、各部及び各支部から職員を派遣することができる。

(現対本部と支部の関係)

第26条 支部は、担当区域内に現対本部が設置された場合、現対本部長の指示に基づく業務を実施する。

2 前項の場合にあっても、支部は支部として継続し、第16条の各号の業務を実施する。

(現対本部の運営)

第27条 前8条に定めるもののほか、現対本部の運営に関し必要な事項は別に定める。

第5章 災害対策活動

(体制の配備基準及び活動内容等)

第28条 災害の状況に応じ機能的に災害対策活動を実施するため、配備体制は、次のとおりとする。

(1) 本部を設置しないで、災害対策活動を推進する体制

風水害等による情報収集体制並びに地震による情報収集体制及び警戒体制

(2) 本部を設置して災害対策活動を推進する体制

風水害等による警戒体制及び非常体制並びに地震による非常体制

2 配備区分、配備基準及び活動内容等は、次のとおりとする。

(1) 地震発生時における配備区分、配備基準及び活動内容等

配備区分	配備基準	活動内容	本部等の設置
情報収集体制	原則として震度 5 弱の揺れが発生した場合	主として情報の収集及び報告を任務として活動する体制	災害即応室を設置する。
警戒体制	原則として震度 5 強の揺れが発生した場合	災害状況の調査、災害応急対策業務又は非常体制の実施に備えて活動する体制	
非常体制	原則として震度 6 弱以上の揺れが発生した場合	組織及び機能のすべてを挙げて活動する体制	本部を設置する。

(2) 風水害等の配備区分、配備基準及び活動内容等

配備区分	配備基準	活動内容	本部等の設置
情報収集体制	災害の発生が予想される場合（台風直撃等）	主として情報の収集及び報告を任務として活動する体制	災害即応室を設置する。
警戒体制	ア 規模の大きい災害が発生した場合又は発生したと考えられる場合（大型かつ強い勢力以上の台風直撃、一の市町村に災害救助法が適用される場合等） イ 規模の大きい災害の発生が予想される場合（大型かつ強い勢力以上の台風直撃、一の市町村に災害救助法の適用が予想される場合等）	災害状況の調査、災害応急対策業務又は非常体制の実施に備えて活動する体制	本部を設置する。

非常体制	ア 激甚な災害が発生した場合又は発生したと考えられる場合（多数の市町村に災害救助法が適用される場合） イ 激甚な災害の発生が予想される場合（多数の市町村に災害救助法の適用が予想される場合） ウ 県内に気象等に関する特別警報が発表された場合	組織及び機能のすべてを挙げて活動する体制	本部を設置する
------	--	----------------------	---------

3 「南海トラフ地震臨時情報」が発表されたときは、前項の規定にかかわらず、その内容により、必要に応じた配備区分を決定することとする。

4 本部を設置しない体制においても、この要綱で定める部、支部をもって災害対策活動を推進する。ただし、情報収集体制及び警戒体制の配備にあたっては、災害対策活動の必要性に応じて、一部の部、支部をもって活動することができる。

（災害即応室の設置）

第29条 本部を設置しない体制において、災害予防及び災害応急対策業務の実施及び庁内調整に当たるため、災害即応室を置く。

2 災害即応室長は、統括部長をもって充てる。

（配備体制施行及び解除の手續）

第30条 配備体制の施行手續及び解除手續については、次に掲げるところによる。

(1) 風水害等による情報収集体制並びに地震による情報収集体制及び警戒体制 知事の指示を受け、危機管理防災部長が施行する。

(2) 風水害等による警戒体制及び非常体制並びに地震による非常体制 知事が施行する。

2 前項の規定にかかわらず、地震発生時の配備体制については、第28条第2項第1号に掲げる基準に該当した場合に自動的に施行するものとする。

（動員計画）

第31条 職員の動員計画については、別表第4の基準により、各部長又は支部長が、別に定める。

2 職員の動員計画は、勤務時間外に発生した災害に迅速に対応できるように、当該職員の居住地等を配慮して定める。

3 各部長は、各部の災害応急活動や所管施設等に係る被害情報の収集のため、自らの所管する地域機関の職員を動員することができる。

（初動要員）

第32条 情報収集体制、警戒体制及び非常体制に係る初動要員については、本部長、各部長又は支部長が、本庁舎又は支部を設置する庁舎の近隣に居住する職員を中心に定める。なお、要員の指定は、初動要員実施要綱に基づいて行う。

2 初動要員は、次の場合において、あらかじめ指定された庁舎に速やかに参集するものとする。

(1) 勤務時間外において、地震により情報収集体制（震度5弱）又は警戒体制（震度5強）が配備された場合

(2) 勤務時間外において、風水害等により情報収集体制又は警戒体制が配備され、動員指令があった場合

(3) 勤務時間外において、地震（震度6弱以上）又は風水害等で非常体制が配備された場合

3 前項の規定にかかわらず、本部長が指定した初動要員のうち危機管理防災センターに参集する職員の参集基準は、次のとおりとする。

(1) 勤務時間外において、地震により警戒体制（震度5強）が配備された場合

(2) 勤務時間外において、風水害等により警戒体制が配備され、動員指令があった場合

(3) 勤務時間外において、地震（震度6弱以上）又は風水害等で非常体制が配備された場合

（市町村情報連絡員）

第33条 市町村情報連絡員については、本部長又は支部長が定める。なお、市町村情報連絡員の指定は、市町村情報連絡員実施要綱に基づいて行う。

2 市町村情報連絡員は、勤務時間外において、地震（県内震度6弱以上）により非常体制が配備された場合又は風水害等により警戒体制若しくは非常体制が配備され動員指令があった場合には、各市町村庁舎に速やかに参集する。

（非常参集）

第34条 職員は、勤務時間外に第28条に定める非常体制がとられた場合には、第31条に定める動員計画に基づき、業務継続計画等によりあらかじめ参集場所が指定されている場合は指定場所に、それ以外の場合は自己の所属する部又は支部に、直ちに参集する。

2 前項の規定にかかわらず、自己の所属に参集することが困難な職員（別途指定された職員は除く。）は、次に掲げる機関からあらかじめ指定した機関に参集することができる。

(1) 危機管理防災センター

(2) 各支部

（応援の要請）

第35条 部長及び支部長は、配備職員をもって十分な災害応急活動を実施できないときは、本部長に応援を求める。

第6章 雑則

（その他）

第36条 この要綱に定めるもののほか、災害対策活動の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、昭和49年7月1日から施行する。

2 災害対策本部等に関する要綱（昭和41年9月1日実施）は、廃止する。

附 則

この要綱は、昭和54年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和54年7月2日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和54年12月5日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和58年5月20日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和 5 9 年 8 月 6 日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和 6 0 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和 6 1 年 6 月 2 日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和 6 2 年 5 月 2 0 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成元年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 年 9 月 2 6 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 3 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条第 3 号の規定並びに別 表 1（第 4 条第 3 号の追加に係る部分及び土木部の項の班長の欄に収用委員会事務局長を加える改正部分に限る。）及び別表 5（第 4 条第 3 号の追加に係る部分に限る。）は、平成 8 年 8 月 1 日から、第 8 条第 2 項及び改正後の第 1 4 条から第 2 3 条までの規定は、平成 8 年 8 月 2 0 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 9 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし別表 2（支部担当区域のうち、さいたま支部及び北足立支部の担当区域）及び別表第 3（支部の職制のうち、さいたま 支部及び北足立支部の支部付き）については 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年7月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年12月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年7月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年12月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年2月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 6 条関係）

部の組織及び職制

本部長	本部の統括
副本部長	本部長の補佐 本部長の職務の代理

部 名	部 長	副部長	主 な 分 担 事 務
統括部	危機管理防災部長	危機管理防災部 埼玉版 F E M A 推進幹 危機管理防災部 副部長 報道長 県民生活部 県民スポーツ文 化局長	災害等に関する情報の収集に関すること 災害対策本部の設置、運営に関すること 国からの指示及び国への要請並びに連絡調整に関すること 他の都道府県への要請及び連絡調整に関すること 各部間等の災害対策の調整に関すること 市町村への指示及び要請並びに連絡調整に関すること 指定公共機関、指定地方公共機関への要請及び連絡調整に関すること 報道に関すること 災害等に関する広報全般に関すること インターネットによる情報発信に関すること 災害救助法（災害弔慰金、見舞金を含む）に関すること 被災者生活再建支援法、県・市町村被災者安心支援制度に関すること 帰宅困難者対策に関すること 物流オペレーションチームに関すること 道路・ライフライン調整チームに関すること 救助実施市との災害救助資源（医療救急部及び住宅対策部において所掌するものを除く）の配分及び供給に関すること
渉外財政部	企画財政部長	企画財政部 政策・財務局長 企画財政部 行政・デジタル 改革局長 企画財政部 地域経営局長	国への要望に関すること 全国知事会及び関東地方知事会に関すること 復興対策本部の設置、運営に関すること 災害等対策予算に関すること 義援金等の受入に関すること その他渉外財政に関すること

部 名	部 長	副部長	主 な 分 担 事 務
総務部	総務部長	総務部 人財政策局長 総務部 税務局長 都市整備部 まちづくり局長	職員の健康等に関すること 税の徴収猶予・減免措置に関すること 私立学校の災害対策に関すること 庁舎の維持管理に関すること 県有施設の応急復旧に関すること
県民安全部	県民生活部長	県民生活部 県民共生局長	災害情報相談センターの設置運営に関すること 生活関連物資等の価格の安定措置に関すること ボランティアの総合調整に関すること 安否情報の収集、提供に関すること
農林対策部	農林部長	農林部 副部長	農地、林地、農林水産業用施設等の災害対策に関すること 被災農林水産業者の支援に関すること 物流オペレーションの支援（主に食料の要請受付、調達、配分）に関すること
給水部	企業局長	経営企画部長 水道部長	飲料水の確保、供給に関すること 水道施設の応急対策に関すること
産業対策部	産業労働部長	産業労働部 産業政策局長 産業労働部 地域経済・観光 局長 産業労働部 雇用労働局長	被災中小企業及び被災勤労者の融資に関すること 災害離職者の早期再就職の促進に関すること 物流オペレーションの支援（主に生活必需品の要請受付、調達、配分）に関すること
環境対策部	環境部長	環境部 副部長 環境部 環境未来局長	災害等による廃棄物の処理に関すること 水質汚濁対策に関すること その他環境保全対策に関すること
救援福祉部	福祉部長	福祉部 副部長 福祉部 地域包括ケア局 長 福祉部 こども政策局長	災害ボランティアに関すること 災害時等の要配慮者対策に関すること 各種福祉施設の応急対策に関すること 社会福祉協議会との連絡調整に関すること その他救援に関すること

部 名	部 長	副部長	主 な 分 担 事 務
医療救急部	保健医療部長	保健医療部 健康政策局長 保健医療部 医療政策局長 保健医療部 食品衛生安全局長	医療・助産に関すること 保健医療調整本部の設置に関すること 医療救護班の編成、派遣に関すること 医薬品等の確保、供給に関すること 防疫・保健衛生に関すること 埋・火葬の調整に関すること 飲料水、食料の衛生管理に関すること 動物愛護、猛獣対策に関すること （地独）埼玉県立病院機構、日本赤十字社、県医師会、県看護協会との連絡調整に関すること 救助実施市との災害救助資源（医療、助産及び埋葬）の配分及び供給に関すること その他医療に関すること
応急復旧部	県土整備部長	県土整備部 副部長	道路、橋梁等の応急対策に関すること 緊急輸送道路等の啓開に関すること 河川の応急対策に関すること 水防活動に関すること 土砂災害防止に関すること ダム及び砂防施設等の応急対策に関すること 緊急災害派遣隊（TEC-FORCE）の派遣要請に関する こと 直轄管理施設との情報共有に関すること 公共土木施設の災害復旧に関すること その他応急復旧に関すること
住宅対策部	都市整備部長	都市整備部 都市政策・公園 局長 都市整備部 まちづくり局長	応急住宅の供給に関すること 被災建築物応急危険度判定に関すること 被災住宅における応急修理及び障害物除去支援に 関すること 公園の利用に関すること 区画整理事業の応急対策に関すること 密集市街地の改善及び拡大の防止に関すること 被災宅地危険度判定に関すること 市街地復興に関すること 救助実施市との災害救助資源（主に応急仮設住宅 の供与、住宅の応急修理及び障害物の除去）の配 分及び供給に関すること その他住宅対策に関すること
下水道対策部	下水道局長	下水道管理課長	下水道施設の応急対策に関すること

部 名	部 長	副部長	主 な 分 担 事 務
輸送部	会計管理者	契約局長	避難住民の輸送に関する事 輸送事業者との連絡調整に関する事 輸送手段、燃料に関する事 交通情報に関する事 物流オペレーションの支援（主に救援物資の輸送）に関する事
文教部	副教育長	教育局 教育総務部長 教育局 県立学校部長 教育局 市町村支援部長	児童、生徒の安全の確保並びに保健衛生に関する事 学用品の確保、調達に関する事 応急教育の実施に関する事 授業料の減免措置に関する事 文化財の保護に関する事 県立学校施設の応急復旧に関する事 その他教育に関する事
議会部	議会事務局長	議会事務局 副事務局長	議会に関する事
応援部	人事委員会事務局長	監査事務局長 労働委員会事務局長	物流オペレーションの支援（主に義援物資の対応）に関する事 他の部の応援に関する事
警察本部	警察本部長	警備部長	災害警備活動に関する事
各部共通	関係各部局長	関係各部局長等	国及び県外自治体等からの応援の受入れに関する事 災害時応援協定締結事業者への支援要請等に関する事

別表第2（第11条関係）
支部の設置場所、担当区域

支部名	設置場所	担当区域
さいたま支部	さいたま 県税事務所	さいたま市
川口支部	南部地域振興 センター	川口市 蕨市 戸田市
朝霞支部	南西部地域 振興センター	朝霞市 志木市 和光市 新座市 富士見市 ふじみ野市 三芳町
春日部支部	東部地域振興 センター	春日部市 草加市 越谷市 八潮市 三郷市 吉川市 松伏町
上尾支部	県央地域振興 センター	鴻巣市 上尾市 桶川市 北本市 伊奈町
川越支部	川越比企地域 振興センター	川越市 坂戸市 鶴ヶ島市 東松山市 滑 川町 嵐山町 小川町 ときがわ町 川島 町 吉見町 鳩山町 毛呂山町 越生町 東秩父村
所沢支部	西部地域振興 センター	所沢市 狭山市 飯能市 入間市 日高市
行田支部	利根地域振興 センター	行田市 加須市 羽生市 久喜市 蓮田市 幸手市 白岡市 宮代町 杉戸町
熊谷支部	北部地域振興 センター	熊谷市 深谷市 本庄市 寄居町 美里町 神川町 上里町
秩父支部	秩父地域振興 センター	秩父市 横瀬町 皆野町 長瀬町 小鹿野町

別表第3（第13条関係） 支部の職制

支部	支部長	副支部長	支部付
さいたま	さいたま県税事務所長	さいたま県税事務所副所長	担当区域を所管する地域機関の長及び支部長が指定するもの
川口	南部地域振興センター所長	南部地域振興センター地域防災幹	同 上
朝霞	南西部地域振興センター所長	南西部地域振興センター地域防災幹	同 上
春日部	東部地域振興センター所長	東部地域振興センター地域防災幹	同 上
上尾	県央地域振興センター所長	県央地域振興センター地域防災幹	同 上
川越	川越比企地域振興センター所長	川越比企地域振興センター地域防災幹	同 上
所沢	西部地域振興センター所長	西部地域振興センター地域防災幹	同 上
行田	利根地域振興センター所長	利根地域振興センター地域防災幹	同 上
熊谷	北部地域振興センター所長	北部地域振興センター地域防災幹	同 上
秩父	秩父地域振興センター所長	秩父地域振興センター地域防災幹	同 上

別表第4（第31条関係）

職員の動員基準

1 基本的な考え方（統括部以外）

情報収集体制	各部、各支部の情報収集及び統括部との連絡調整に必要な人数
警戒体制	各部、各支部の応急対策業務に必要な人数
非常体制	全職員

2 各部、各支部の動員基準

	部 名	情報収集体制	警戒体制	非常体制
本 庁	統括部	4 7	9 2 (本部長指定 30 人を含む)	全 員 (本部長指定 30 人を含む)
	渉外財政部	4	7	同 上
	総務部	1 1	1 7	同 上
	県民安全部	2	1 0	同 上
	農林対策部	1 2	2 1	同 上
	給水部	6	1 1	同 上
	産業対策部	9	1 3	同 上
	環境対策部	3	7	同 上
	救援福祉部	8	1 1	同 上
	医療救急部	9	1 7	同 上
	応急復旧部	1 5	2 1 0	同 上
	住宅対策部	1 0	2 6	同 上
	下水道対策部	2 7	2 7	同 上
	輸送部	5	8	同 上
	文教部	1 0	1 4	同 上
	議会部	7	1 1	同 上
	応援部	3	1 1	同 上
	警察本部	必要数	必要数	必要数
	合 計	1 8 8	5 1 3	—
機 関 地 域	支 部	各 1 5 (本部長指定含む)	各 4 0 (本部長指定含む)	全 員 (本部長指定含む)
	合 計	1 5 0	4 0 0	—
	総合計	3 3 8	9 1 3	—

埼玉県災害対策本部運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、埼玉県災害対策本部要綱（以下「要綱」という。）に基づく事務の適正かつ円滑な運営を図るため、必要な事項を定める。

(部及び支部の運営に必要な事項)

第2条 要綱第10条及び第17条に定める部及び支部の運営に必要な事項は、次のとおりとする。

(1) 部及び支部の業務活動に必要な組織の編成

(2) 前号の組織に係る分担業務の決定

(3) その他部長又は支部長が必要と認める事項

2 前項各号に掲げる事項を定めたときは、遅滞なく危機管理防災部長に報告する。

3 複数の組織に係る業務については、関係部で体制を整備する。

(本部等設置及び配備体制施行等の通知)

第3条 本部等の設置及び閉鎖並びに配備体制の施行及び解除が行われた場合には、統括部は、直ちにこの旨を庁内放送するとともに、次の各号に掲げる機関に通知する。

(1) 支部長

(2) 市町村長

(3) 陸上自衛隊第32普通科連隊長

(4) 報道機関

(5) その他必要と認める機関の長

(命令の伝達)

第4条 本部長の命令は、次の手段により行う。

(1) インターネットメール等

(2) 埼玉県災害オペレーション支援システム

(3) Web コミュニケーションツール

(4) 埼玉県防災行政無線電話・ファクシミリ

(災害対策本部の設置)

第5条 本部を設置するときは、設置場所に「埼玉県災害対策本部」の標識を掲げる。本部会議の開催方法及び開催場所は、危機管理防災部長が定める。

(本部会議招集の連絡)

第6条 本部会議招集の連絡は、統括部による電話、庁内放送、Web コミュニケーションツール又は本部連絡員を通じて行う。

(災害対策本部員職務代理者の順位)

第7条 災害対策本部員の職務を代理する者の順位は、次の職にある者とする。ただし各順位に該当する職がない場合は、順次繰り上げる。

第1順位 部長級又は副部長級職員（当該職員が2人以上あるときは、あらかじめ部長が定めた順位）

第2順位 主管課長

第3順位 課長級職員（当該職員が2人以上あるときは、あらかじめ部長が定めた順位）
(支部長職務代理者の順位)

第8条 支部長の職務を代理する者の順位は、当該支部管内の次の職にある者とする。ただし各順位に該当する職がない場合は、順次繰り上げる。

第1順位 副支部長

- 第2順位 県税事務所長（さいたま県税事務所長を除く。）
- 第3順位 自動車税事務所長及び自動車税事務所大宮支所長
- 第4順位 福祉事務所長
- 第5順位 農林振興センター所長
- 第6順位 県土整備事務所長
- 第7順位 建築安全センター所長
- 第8順位 保健所長
- 第9順位 教育事務所長
- 第10順位 県税事務所副所長（さいたま県税事務所副所長を除く。）
（支部の情報収集体制の特例）

第8条の2 地震発生時に要綱第28条第2項第1号に定める情報収集体制を配備する支部は、同条第4項に基づき、要綱別表第2に掲げる担当区域内で震度5弱の揺れが発生した支部に限る。

- 2 前項の規定にかかわらず、本部長が必要と認める場合には、その他の支部についても情報収集体制を配備させることができる。

（水害対策チームの設置）

第8条の3 要綱第28条第2項第2号に定める情報収集体制を配備する場合に、同条第4項に基づき、統括部、応急復旧部及び下水道対策部をもって水害対策チームを設置し、活動することができる。

- 2 前項の水害対策チームの職員動員計画は、別表第1の基準により各部長が別に定める。
（動員計画の整備）

第9条 要綱第31条第1項に定める職員動員計画には、配備する職員の人数及び連絡方法についても明らかにしておく。

- 2 前項の職員動員計画は毎年4月1日現在をもって調製し、直ちに危機管理防災部長を通じ知事に報告する。なお、年度内に変更が生じたときは、直ちに危機管理防災部長に報告する。

（非常参集場所の指定）

第10条 要綱第34条第2項に定める自己の所属以外に参集する者は、あらかじめ参集場所を指定し所属課所を經由し危機管理防災部長に報告する。なお、年度内に変更が生じたときは、直ちに危機管理防災部長に報告する。

（情報の収集及び伝達方法）

第11条 災害情報の収集及び伝達は、次の手段により行うものとする。

- (1) 埼玉県災害オペレーション支援システム
- (2) インターネットメール等
- (3) Web コミュニケーションツール
- (4) 埼玉県防災行政無線電話・ファクシミリ

- 2 支部は、埼玉県災害オペレーション支援システム等により市町村の状況を掌握するとともに、市町村の埼玉県災害オペレーション支援システム等が機能しない場合は、市町村に代わって統括部に情報を伝達する。

（報告の方法）

第12条 本部長に対する報告は、原則として埼玉県災害オペレーション支援システムにより行う。ファクシミリによる場合は、様式第1号の発生速報及び様式第2号の経過速報により行う。

- 2 発生速報はその概要について被害発生直後に行うものとし、経過速報は、特に指示す

る場合のほかは、２時間ごとに行う。

(防災基地の開設及び運営)

第 13 条 次の支部は、防災基地の開設及び運営を行う。

- (1) 川越支部（中央防災基地）
- (2) 春日部支部（越谷防災基地）
- (3) 朝霞支部（新座防災基地）
- (4) 秩父支部（秩父防災基地）
- (5) 熊谷支部（熊谷防災基地）

2 防災基地の開設は、次により速やかに行う。

- (1) 非常体制が施行された場合
- (2) 情報収集体制又は警戒体制が施行された場合でかつ統括部の指示があった場合

3 防災基地の運営方法は、別に定める。

4 防災基地を所管する支部長は、防災基地開設時の責任者及び活動要員を予め定めておく。

附 則

この要領は、昭和 4 9 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、昭和 5 4 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、昭和 5 5 年 9 月 1 2 日から施行する。

附 則

この要領は、昭和 5 8 年 5 月 1 9 日から施行する。

附 則

この要領は、昭和 5 9 年 8 月 3 日から施行する。

附 則

この要領は、昭和 6 0 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、昭和 6 0 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 1 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 1 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 1 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 1 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 1 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 1 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年7月9日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年3月8日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年8月4日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年12月21日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

別表第 1 各部の動員基準

部名	情報収集体制（水害対策チーム）
統括部	4 7
応急復旧部	2 0
下水道対策部	5
合計	7 2

発 生 速 報

市町村
消防本部

日 時 分受信	発信者		受信者	
1 被害発生				
2 被害場所				
3 被害程度				
4 災害に対する 措 置				
5 その他必要 事 項				

(注) 内容は簡単に要を得たものとする。

様式第2号

経 過 速 報

支部名
市町村

				発信者				受信者				
災害の種別								発生地域				
被害日時				自		月		日		至		
報告区分												
区 分				被 害				区 分				
人的被害	死者		人					田畑被害	田畑	流出・埋没冠水		ha
	行方不明者		人							流出・埋没冠水		ha
	負傷者	重傷	人							流出・埋没冠水		ha
		軽傷	人							決壊		箇所
住家被害	全壊 (焼) (流失)		棟					道路被害		冠水		箇所
			世帯									
			人									
	半壊 (焼)		棟					その他の被害		文教施設		箇所
			世帯							病院		箇所
			人							橋りょう		箇所
	一部破損		棟							河川		箇所
			世帯							砂防		箇所
			人							清掃施設		箇所
	床上浸水		棟							崖くずれ		箇所
			世帯							鉄道不通		箇所
			人							被害船舶		隻
	床下浸水		棟							水道		戸
			世帯							電話		回線
			人							電気		戸
	非住家被害	公共建物	全壊(焼)	棟						ガス		戸
半壊(焼)			棟							ブロック塀等		箇所
その他		全壊(焼)	棟							り災世帯数		世帯
		半壊(焼)	棟							り災者数		人
						火災発生		建物		件		
						危険物		件				
						その他		件				

災害に対してとられた措置
 (1) 災害対策本部の設置状況
 (2) 市(町村)のとした主な応急措置の状況
 (3) 応援要請又は職員派遣の状況
 (4) 災害救助法適用の状況
 (5) 避難指示等の発令状況
 地区名 地区
 人 員 人
 (6) 消防機関の活動状況
 ア 出動人員 消防職員 人
 消防団員 人
 イ 主な活動状況(使用した機材を含む)

(資料編 I -2-2-2) 農林水産災害対策委員会の活動体制

1 概要

農林部に農林水産災害対策委員会を置き、各課に実務を担当する災害対策実務班を、農林振興センター等に支部を置く。

2 農林水産災害対策委員会

- (1) 委員会は委員長が必要と認めたとき開催する。
- (2) 委員会は委員長、副委員長、委員で構成する。
- (3) 委員長は、農林部長とし、副委員長は、農林部副部長をあてる。
- (4) 委員は、農林部各課長、調整幹及び農業政策課副課長をもってあてる。
- (5) 委員長は、委員会会議を主宰し、被害調査及び災害対策について決定を行う。

3 災害対策実務班

- (1) 農林部関係課長（委員）は、関係職員をもって災害対策実務班を組織する。
- (2) 班員は関係課長が決定して、委員長に報告するものとする。
なお、班員の担当は、関係課長においてあらかじめ決定しておくものとする。
- (3) 関係課長（委員）は、班員を指揮監督し、支部からの報告を取りまとめ、速やかに委員会に連絡する。
- (4) 災害対策実務班（総務班を除く）は、委員会において決定された事項に基づき、対策要綱、予算編成、中央関係機関に対する陳情事項、被害報告資料等について、その措置を講じ、関係資料を総務班に提出し、総務班はこれを取りまとめるものとする。

ただし、一つの実務班のみに関係する災害については、当該実務班は、委員会において決定された事項の措置を講じ、速やかに被害報告資料のみを総務班に提出するものとする。

4 災害対策支部

- (1) 支部長は、農林振興センター所長とする。
- (2) 支部の構成は、本編に記載のとおりとする。
- (3) 支部長は、支部内の統轄にあたり、災害発生とともに機を逸せず被害状況を把握し、これを取りまとめて災害対策実務班に報告を行うものとする。ただし、必要ある場合は支部構成員より災害対策実務班に直接報告しても差しつかえない。
- (4) 支部は、被害調査及び災害対策の実施にあたっては、関係市町村等と緊密な連携を図る。
- (5) 被害報告は、別に定める様式による。ただし、急を要する場合はこの限りではない。

(資料編 I-2-2-3) 指定地方行政機関等の災害応急対策に関する組織及び事務分掌

1 関東農政局災害対策組織及び事務分掌

別掲のとおり (p40)

2 関東地方整備局

別掲のとおり (p41)

3 日本赤十字社埼玉県支部災害救護実施対策本部の組織及び事務分掌

災害対策本部	本部長		支部長
	副本部長		事務局長（本部長職務代理）
	災害対策本部会議	災害対策本部員	事務局次長
			総務部長・事業部長
			各課課長・参事
			日赤災害医療コーディネーター
			必要に応じて管内赤十字施設長等に本部会議への出席を依頼する
	事務局		救護・講習課

部門	担当班	項目 No.	所掌事務	主 担 当 係	支 援 係
全体統括部門	総合調整班 (救護・講習課)	1	災害対策本部会議の設置、招集及び運営に関する事	救 護 係	講習係
		2	支部現地災害対策本部の運営に関する事		総務係
		3	救護活動の検討、調整及び実施並びに評価に関する事 (CoTとの連携)		講習係
		4	災害情報の収集・整理・更新に関する事		講習係
		5	関係機関との連絡調整に関する事		企画財務係
		6	災害に関する各種記録、統計、報告に関する事		講習係
		7	報道機関への対応に関する事		総務係
		8	救護活動の記録に関する事		講習係
救護実施部門	医療救護班 (救護・講習課)	1	救護班の待機、派遣、救護所の開設に関する事	救 護 係	講習係
		2	救護班の記録、整理に関する事		
	こころのケア班 (救護・講習課)	1	こころのケア活動に関する事	講 習 係	救護係

活動支援部門	日赤災害医療 CoT (救護・講習課)	1 2 3	都道府県保健医療調整本部又はこれに類する場所における業務に関する事 支部災対本部における業務に関する事 二次医療圏や市町村の活動拠点、拠点救護所に関する事	救護係	講習係
	救援物資班 (振興課・企画財務課)	1 2	救援物資の管理、補給に関する事 救援物資の輸送、配分に関する事	振興係 会員係	企画財務係
	義援金班 (振興課・企画財務課)	1 2	義援金の募集に関する事 義援金の出納に関する事	振興係 会員係	企画財務係
	ボランティア班 (青少年・ボランティア課)	1 2	赤十字ボランティアの活動準備に関する事 赤十字ボランティアの活動に関する事	ボランティア係	青少年係
	管内施設業務支援班 (企画財務課)	1 2 3	管内施設の被害状況の掌握に関する事 管内施設との連絡調整に関する事 血液製剤の確保供給に関する事	企画財務係	総務係
	施設管理班 (企画財務課)	1 2 3	支部社屋の被害状況把握・復旧・管理に関する事 車両の運行管理に関する事 支援要員受入体制の構築	企画財務係	総務係
	人事班 (総務課)	1 2 3 4	職員の安否および召集・待機・出勤に関する事 職員の衣食住に関する事 救護員の扶助に関する事 安否調査に係る本社、地区分区との連絡に関する事	総務係	企画財務係
	会計班	1	災害救護活動に係る資金の出納管理に関する事	企画財務課	

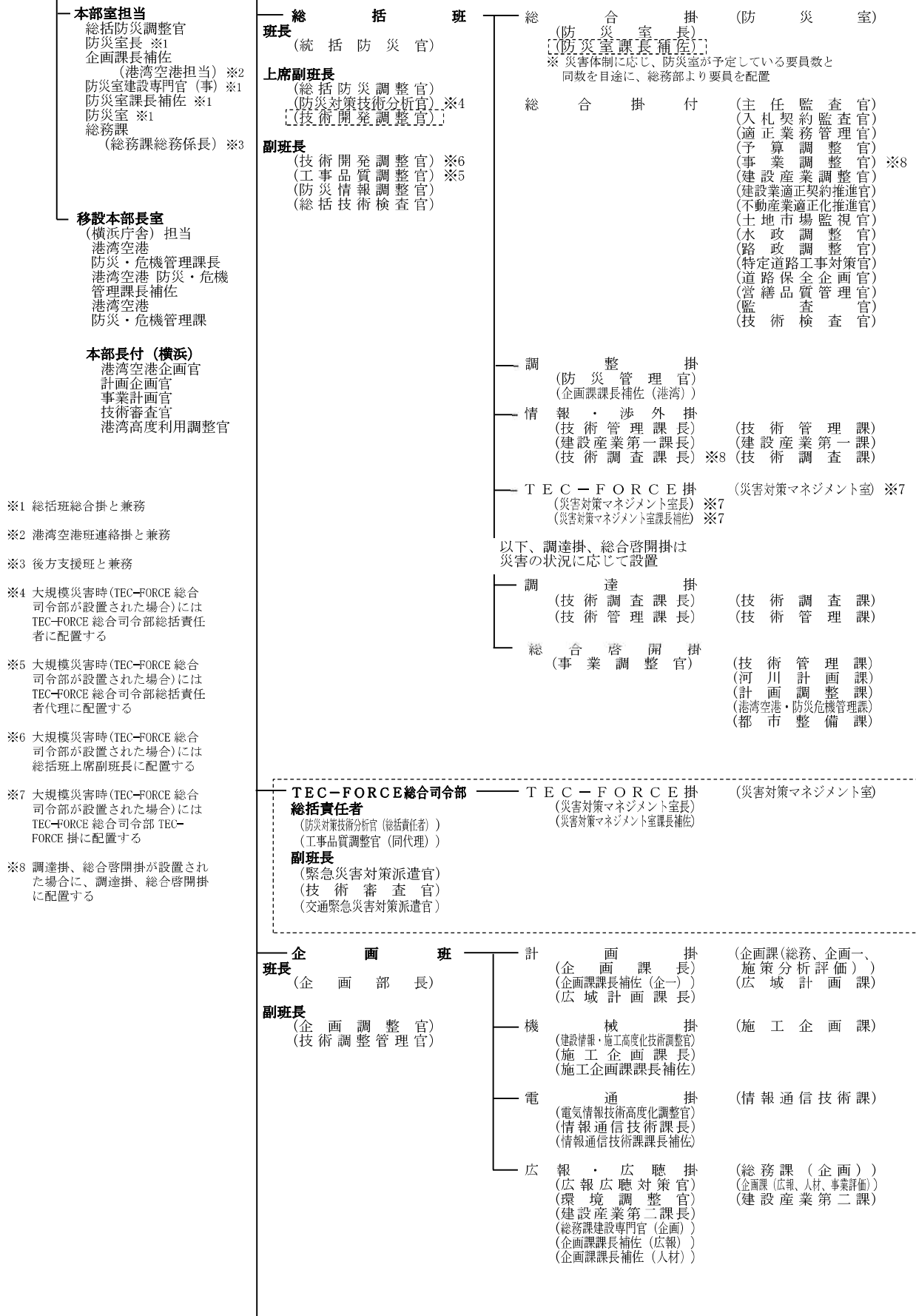
※状況の応じ、係に関係なく協力することを基本とする。

【非公表】関東農政局災害対策本部及び応急対応業務

別表ー1 本部組織表

本部長 (局長) 副本部長 (副局長) 災害対策室総括責任者 (統括防災官)

大規模災害時 (TEC-FORCE 総司令部が設置された場合)



※1 副班長補佐、河川管理掛
河川解説員補助、砂防調
査掛の任にあたるものを
除く。

※2 課長補佐等は各専門官を
含む。係長等は専門員を
含む。

※3 大規模災害時には河川班上席
副班長に配置する。

※4 大規模災害時には現地対策本
部に配置する。

※5 大規模災害時には排水対策班
上席副班長に配置する。

河川班（震災）

班長
(河川部長)

上席副班長
(水理水文分析官) ※4
(河川情報管理官) ※4
(地域河川調整官) ※3
(水災害予報センター長) ※3
(水災害対策センター長) ※2

副班長
(河川調査官) ※3
(地域河川調整官) ※5
(広域水管理官) ※4
(総合土砂管理官) ※4
(河川保全管理官)

補佐
(河川計画課課長補佐)
(河川計画課係長)

河川解説員
(河川調査官)
(河川情報管理官)
(広域水管理官)
(水理水文分析官)

補助員
(河川計画課)

以下、現地対策本部は
災害の状況に応じて設置

現地対策本部1（応急復旧）
(水理水文分析官)
(総合土砂管理官)

現地対策本部2（排水対策）
(河川情報管理官)
(低潮線保全官)

総括掛 (河川管理課)
(低潮線保全官) ※4 (低潮線保全係長)
(水災害予報センター長) ※3 (水災害予報センター)
(水災害対策センター長) ※3 (水災害対策センター)
(河川環境課長) (河川環境課)
掛長補佐
(河川管理課 課長補佐 (低潮線))
(水災害予報センター 水災害対策専門官)
(水災害対策センター 課長補佐)
(河川環境課 課長補佐等) ※2

総務・伝達掛 (水政課)
(水政課長)
(水政課 課長補佐等、係長等) ※2

河川管理掛 (河川管理課)
(河川管理課長) (河川計画課)
(河川管理課課長補佐等) ※2

地域河川掛 (地域河川課)
(地域河川課長)
(地域河川課 河川保全専門官)

広報・調整掛 ※1 (河川計画課)
(河川計画課長)
(河川計画課 課長補佐、係長等) ※2

砂防調査掛 (河川計画課)
(河川計画課 課長補佐(砂防)) (地域河川課)
(地域河川課 課長補佐等(急傾斜)) (河川工事課)
(河川工事課係長等) ※2

上下水道掛
(上下水道調整官) (地域河川課)
(地域河川課課長補佐等)

対策掛 ※1 (河川工事課)
(河川工事課長)

河川班（火山災害）

班長
(河川部長)

上席副班長
(水理水文分析官) ※4
(河川情報管理官) ※4
(地域河川調整官) ※3
(水災害予報センター長) ※3
(水災害対策センター長) ※2

副班長
(河川調査官) ※4
(総合土砂管理官) ※5
(地域河川調整官) ※3
(広域水管理官) ※3
(河川保全管理官)

補佐
(河川計画課課長補佐)
(河川計画課係長)

河川解説員
(河川調査官)
(河川情報管理官)
(広域水管理官)
(水理水文分析官)

補助員
(河川計画課)

以下、現地対策本部は
災害の状況に応じて設置

現地対策本部1（応急復旧）
(水理水文分析官)
(総合土砂管理官)

総括掛 (河川管理課)
(低潮線保全官) (低潮線保全係長)
(水災害予報センター長) (水災害予報センター)
(水災害対策センター長) (水災害対策センター)
(河川環境課長) (河川環境課)
掛長補佐
(河川管理課 課長補佐 (低潮線))
(水災害予報センター 水災害対策専門官)
(水災害対策センター 課長補佐)
(河川環境課 課長補佐等) ※2

総務・伝達掛 (水政課)
(水政課長)
(水政課 課長補佐等、係長等) ※2

河川管理掛 (河川管理課)
(河川管理課長) (河川計画課)
(河川管理課課長補佐等) ※2

地域河川掛 ※1 (地域河川課)
(地域河川課長)
(地域河川課 河川保全専門官)

広報・調整掛 ※1 (河川計画課)
(河川管理課長)
(河川計画課 課長補佐、係長等) ※2

砂防調査掛 (河川計画課)
(河川計画課 課長補佐(砂防)) (地域河川課)
(地域河川課 課長補佐等(急傾斜)) (河川工事課)
(河川工事課係長等) ※2

上下水道掛
(上下水道調整官) (地域河川課)
(地域河川課課長補佐等)

対策掛 ※1 (河川工事課)

※1 副班長補佐、河川管理掛
河川解説員補助、砂防調
査掛の任にあたるものを
除く。

※2 課長補佐等は各専門官を
含む。係長等は専門員を
含む。

※3 大規模災害時には河川班上
席副班長に配置する。

※4 大規模災害時には現地対策本
部に配置する。

※5 大規模災害時には排水対策班
上席副班長に配置する。

河川班（水質事故）

班長
(河川部長)

上席副班長
(水理水文分析官) ※4
(河川情報管理官) ※4
(地域河川調整官)
(水災害予報センター長)
(水災害対策センター長)

副班長
(河川調査官)
(広域水管理官) ※5
(地域河川調整官) ※3
(総合土砂管理官) ※4
(河川保全管理官)

河川解説員
(河川調査官)
(河川情報管理官)
(水理水文分析官)

以下、現地対策本部は
災害の状況に応じて設置

現地対策本部
(水理水文分析官)
(総合土砂管理官)
(河川情報管理官)

総括・情報連絡掛
(河川環境課長)
(上下水道調整官)
(水政課長)
(河川計画課長)

(河川環境課)
(河川計画課)

対策掛
(河川管理課長)
(河川工事課長)

(河川管理課)
(河川工事課)

道路班

班長
(道路部長)

上席副班長
(道路情報管理官)
(道路環境対策技術分析官)

副班長
(道路企画官)
(交通拠点調整官) ※4
(地域道路調整官) ※4

以下、現地対策本部は
災害の状況に応じて設置

現地対策本部
(交通拠点調整官)
(地域道路調整官)

総括チーム
(道路情報管理官)
(道路環境対策技術分析官)
(交通拠点調整官)
(地域道路調整官)

(道路部各課)

班長代理
(道路管理課長)
(地域道路課長)
(道路計画第一課課長補佐、
建設専門官)
(計画調整課課長補佐)
(道路管理課課長補佐)
(地域道路課課長補佐)
有事対応
(道路構造保全官)

広報・調整掛
(道路計画第一課長)
(計画調整課長)
掛長補佐
(道路計画第一課課長補佐)
(計画調整課課長補佐)

(道路計画第一課)
(計画調整課)

総務掛
(路政課長)
(路政課課長補佐)
掛長補佐
(路政課課長補佐)

(路政課)

情報連絡掛
(交通対策課長)
(道路計画第二課長)
掛長補佐
(交通対策課課長補佐)
(交通対策課建設専門官)
(道路計画第二課課長補佐)

(道路部各課)

対策掛
(道路工事課長)
(道路工事課課長補佐)
掛長補佐
(道路工事課課長補佐、
建設専門官)

(道路部各課)

